

平成 30 年 5 月 29 日

質 疑 回 答 書

契約番号

件 名 伊賀市滞納整理システム再構築・運用保守業務

質疑 番号	資料名	頁	質疑内容	回答
1	仕様書	7	想定している取扱件数などを考慮し、費用対効果の面から介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料につきましては各システムとの連携ではなく必要な情報を手入力していただく運用をご提案したいのですがよろしいでしょうか。	想定している取扱件数については、各料金の滞納繰越金額を有する件数である、介護保険料約 700 件、後期高齢者医療保険料約 250 件、下水道使用料約 200 件を取扱件数の上限数と想定しています。取扱業務については、督促発送業務以後の全処理を、①各債権所管課単独 ②債権管理課単独にて行うことを想定しています。ただし、費用対効果等を鑑み、上記取扱件数については、受託事業者と協議のうえ決定します。 仕様書 4.2⇒「その他システムとのデータ連携等」に示すとおり、ネットワーク連携、媒体連携等最も効率的な方法について提案してください。したがって、「必要な情報を手入力していただく運用」でも可とします。ただし、各料金システム側と滞納整理システム側で、情報の相違が無い運用が行える提案であることとします。

2	仕様書	8	<p>想定している取扱件数などを考慮し、費用対効果の面から介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料につきましては各システムからのデータ移行はシステムで行うのではなく必要な情報のみを手入力していただく運用をご提案したいのですがよろしいでしょうか。</p>	<p>想定している取扱件数及び取扱業務については、質問番号1に示すとおりです。</p> <p>「必要な情報を手入力していただく運用」でも可とします。ただし、初期データ整備に関しては、受託事業者が行うこととします。具体的には、各料金システム保守業者に移行用データをそのデータレイアウト等の情報とともに出力させるものとし、受託事業者においては移行用データの十分な精査・検証を行い、本システムへ格納するものとします。</p>
3	機能調査表	9	<p>催告書を発行する際に同時に納付書を発行する機能は必要でしょうか。</p>	<p>項番 137⇒大分類「催告処理業務」⇒中分類「催告処理」⇒小分類「一斉催告書作成」⇒業務機能概要／必要要件に、【「条件（差押の有無・現年のみ／滞納繰越のみ／現年及び滞納繰越・滞納額等）を指定して抽出された対象者に対して一斉に催告書の作成（以下「一斉催告書作成処理」という。）ができること。また、当該作成処理と連動して、該当の納付書の出力ができること。】と記載していることから、本質問の機能は当然必要であります。</p>
4	機能調査表	11	<p>調査予定を行う際には特定の条件で抽出をかけた複数の対象者を一括で調</p>	<p>項番 177 から 178⇒大分類「財産調査業務」⇒中分類「財産調査」⇒小分類「調査予定」</p>

			査予定に登録する機能は必要でしょうか。	⇒業務機能概要／必要要件に記載していない機能であることから、企画提案書等作成要領5頁「2.3 追加機能」項目の記載内容に示すとおり、本項目への提案としてください。
--	--	--	---------------------	---